

E i w a N e w s

電子帳簿保存法について

令和3年9月
(No. 194)

昨今の経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度税制改正において「電子帳簿保存法」が改正されました（令和4年1月1日施行）。そこで今回は、電子帳簿保存法の内容及び改正点をご案内します。

【1】電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法とは、各税法において原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能にすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。電子帳簿保存法において、電磁的記録による保存は、大きく下記の3種類に区分され、今回の改正前の内容は下記の通りとなります。

(1) 電子帳簿等保存制度

電子帳簿等保存制度とは、国税関係帳簿書類のうち、自己が一貫して、電子計算機を使用して電子的に作成した書類、会計ソフト等で最初の記録段階から電子的に作成した帳簿について、税務署長等の承認を受けた場合に、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存（帳簿については、備付けを含みます。）が認められる制度です。

(2) スキャナ保存制度

スキャナ保存制度とは、取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類（決算関係書類を除きます。）について、税務署長等の承認を受けた場合に、書面による保存に代えて、一定の要件の下で、スキャナで読み取った画像データによる保存が認められる制度です。

(3) 電子取引制度

電子取引制度とは、所得税（源泉徴収に係る所得税を除きます。）及び法人税の保存義務者が取引情報（注文書、領収書等に通常記載される事項）を電磁的方式により授受する取引（電子取引）を行った場合に、電磁的記録等又は書面により保存しなければならない制度です。

なお、電子取引を開始する場合に、税務署に対して申請書を提出する必要はありません。

【2】電子帳簿保存法の改正点

(1) 電子帳簿等保存制度に関する改正事項

① 税務署長の事前承認制度の廃止

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類については、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました。

②優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の整備

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税については、一定の国税関係帳簿について優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、所定の届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました。

③最低限の要件を満たす電子帳簿の電磁的記録による保存等

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿については、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従ったものであれば、従来の検索要件等の電子帳簿保存要件が緩和されます。

(2) スキャナ保存制度に関する改正事項

①税務署長の事前承認制度の廃止

上記(1)①同様、事前承認は不要とされました。

②タイムスタンプ要件、検索要件等の緩和

タイムスタンプの付与期間が、最長約2カ月と7営業日以内とされ、受領者等が読み取る際の自署が不要となりました。

また、一定の検索要件についても緩和されました。

③適正事務処理要件の廃止

書類原本とスキャンデータを照合し確認する定期的な検査等が不要となります。

④スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

(3) 電子取引制度に関する改正事項

①タイムスタンプ要件、検索要件等の緩和

上記(2)②同様、一定の緩和がなされました。

また、一定の小規模な事業者については、税務職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のすべてが不要とされました。

②適正な保存を担保する措置の見直し

申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。

その他、上記(2)④同様、重加算税の加重措置が整備されました。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願い申し上げます。